

ふるさと雇用再生特別対策事業を受託している事業主の皆様へ

事業実施において雇用した労働者を、引き続き正規労働者として雇用した場合、一時金が支給されます。

青森県又は県内市町村が行うふるさと雇用再生特別対策事業を受託している事業主が、受託事業実施にあたり新たに雇い入れた労働者を、引き続き正規労働者として雇い入れた場合、一人当たり30万円の一時金を支給します。

1 申請及び支給の対象

一時金の支給ができるのは、次のいずれにも該当する事業主です。

- (1) 県又は市町村のふるさと雇用再生特別対策事業の委託事業を実施する事業主又は再委託を受けた事業主
- (2) 委託事業の実施にあたり、新たに雇い入れた者を委託事業の終了の日までの間に、期間の定めのない労働契約を締結し、当該事業所において正規労働者として位置付けた者（以下「対象労働者」という。）を委託事業終了後も引き続き雇い入れる事業主
- (3) 対象労働者を支給申請日時点において雇用している事業主

2 支給額

対象労働者1人につき30万円

3 申請書提出

事業主からの申請が必要です。

- (1) 申請書提出先
県の委託事業は、委託事業を発注した課へ提出
市町村の委託事業は、委託事業を発注した市町村へ提出
(申請書添付等HP：<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/furusatokinkyu.html>)
- (2) 提出時期及び期間
平成23年4月1日～平成24年2月29日
(この一時金については23年度(上記申請期間)で終了となります。)

※その他詳細(申請書類、申請後の手続き)については、県の商工労働部労政・能力開発課又は委託を受けた当該市町村に御確認ください。